

死亡災害撲滅 非常事態宣言

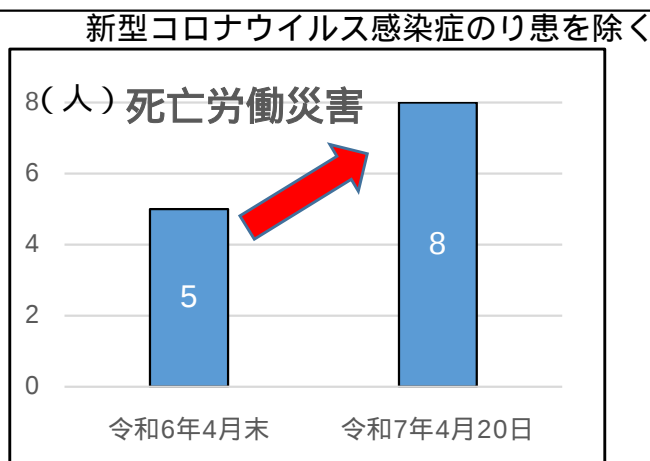
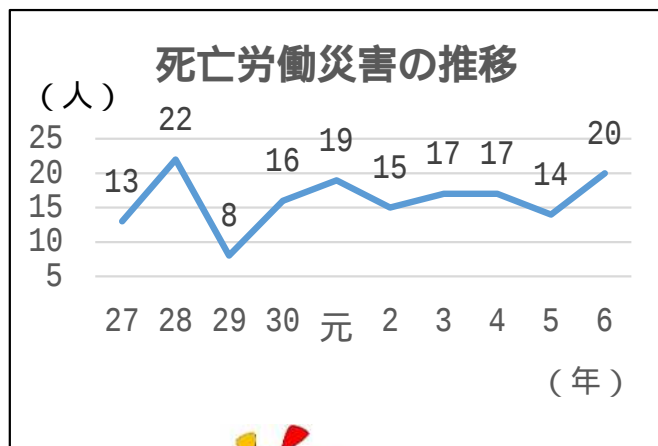
令和7年の新潟県内における死亡災害は4月20日時点で8人と前年同期に比べ3人増加し、年間の推移においても令和5年に比べて大幅増加した令和6年を上回るペースで推移している。また、休業4日以上之死傷災害は令和7年3月末現在で536人と前年同期に比べ100人増（+22.9%）となっている。

労働災害はいかなる状況においてもあってはならないものであり、上記の労働災害発生状況を踏まえると、相当の危機感をもって労働災害防止に取り組む必要がある。

よってここに「死亡災害撲滅 非常事態宣言」を発令し、労使をはじめ、関係者が一体となって取組をすすめることにより、死亡災害の撲滅を期するものである。

令和7年4月24日

新潟労働局長 福岡洋志



新潟労働局・労働基準監督署

職場の安全対策を再点検しましょう

☐	高所等で墜落・転落のおそれのある箇所に、囲い、手すり、覆い等を設けている。
☐	交通誘導に従事する労働者の交通事故防止対策を講じている。
☐	車両系建設機械等の転倒防止対策及び労働者との接触防止対策を講じている。
☐	貨物自動車の荷台または荷の上での作業において墜落防止対策を講じている。
☐	作業手順書、作業マニュアル等を作成・整備し、当該作業手順とおり に作業が行われている。
☐	クレーン等資格を必要とする業務には有資格者を就かせている。
☐	特別教育の実施を必要とする危険又は有害業務に従事させる労働者に 特別教育を実施している。
☐	作業内容に応じた適正な服装、保護帽、墜落制止用器具等を選択して 使用している。
☐	機械・設備・玉掛用具等の定期点検、日常点検を確実に実施している。
☐	雇入れ時、新規入場者及び作業内容変更時に安全衛生教育を実施して いる。
☐	機械の清掃、検査、修理、調整等の作業を行う際は、機械の運転の停 止を確認した上で作業を行う。
☐	職場を点検して危険な「場所」、「作業」等を記入してください。 (安全対策を進めましょう) []

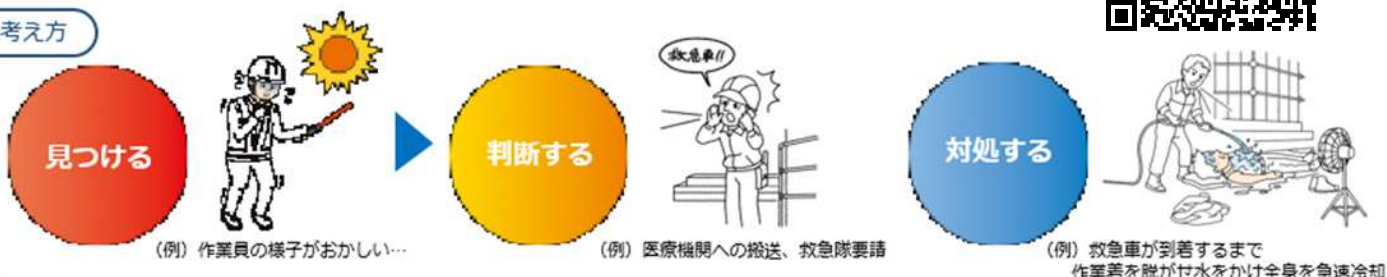
職場における熱中症対策が強化されます (令和7年6月1日～)

対象となるのは

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業



基本的な考え方



現場の実態に
即した
具体的な対応

現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、
迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、
以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者には義務付けられます。